

1. 条 契約目的、HW保守サービス
 弊製品製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。

2. 株式会社日本デジタル研究所（以下「乙」という）は、HW保守サービス契約（以下「本契約」という）にしたがって、日本国内に設置されている本契約記載のハードウェア製品のシステムに対し、修理を内容とする保守サービスを提供する。お客様（以下「甲」という）は、本契約に従って、ハードウェア製品のシステムを良好な稼働状態に修復するため、乙の保守サービスを利用することができます。

3. 前項に定めるハードウェア製品のシステムとは、ハードウェア製品の本体とその本体に付属する装置構成部品を意味するものとし、ＬＰ、周辺機器、増設メモリ、消耗品及びアクセサリは保守サービスの対象としないものとする。更に、甲の要求により、ハードウェア製品の標準仕様が変更された場合も、当該変更部分は本契約で提供される保守サービスの対象としないものとする。